

徳島県告示第503号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和8年10月6日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
那賀川土地改良区
- 2 退任役員

役 員 名	氏 名	住 所
理 事	稲 田 米 昭	小松島市立江町字前田106